最終更新日：2016年6月24日
日東ベスト株式会社
代表取締役社長　大沼　一彦
問合せ先：取締役経理部長　工藤象二郎
証券コード：2877
http://www.nittobest.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、市場のニーズを捉えた安全・安心な製品の供給、顧客満足の向上、社会への貢献等の企業責任を果たす観点から、経営の透明性と経営チェック機能の充実、法令遵守と企業倫理の向上を重要課題としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日東ベスト取引先持株会	1,173,200	9.69
有限会社ウチダ・コーポレート	941,400	7.77
日東ベスト従業員持株会	780,100	6.44
農林中央金庫	605,010	4.99
株式会社山形銀行	600,000	4.95
株式会社ウチダ・ホールディングス	527,000	4.35
内田　淳	343,128	2.83
鈴木俊幸	302,107	2.49
国分グループ本社株式会社	293,611	2.42
東洋製罐グループホールディングス株式会社	291,391	2.40

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	18 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
黒沼憲	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒沼憲	○	税理士法人黒沼共同会計事務所の代表社員に就任しております。	同氏は、公認会計士であり、会計・財務・法務に精通し、企業経営に関する十分な見識を有し、選任されております。同氏は、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、高い独立性を有すると思料されることから適切な人物であると判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会社法に基づく独立監査人の監査報告書受領時に、会計監査人である新日本有限責任監査法人より会計監査の実施状況と成果について報告を受けるとともに、法令改訂や会計基準の変更及び業績の大きな変動等があれば、必要に応じて対応や処理について協議しております。
監査役と内部監査部門である内部監査室は、四半期ごとに報告会を開催し、監査の実施状況や課題点の確認を行う等連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村山永	弁護士													
小野クナ子	その他													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村山永	○	村山永法律事務所の所長に就任しております。	同氏は、弁護士であり、法務の専門家として、企業経営における適法性、妥当性等の監視機能を期待して選任されております。同氏は、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく、高い独立性を有すると思料されることから適切な人物であると判断し、独立役員に指定しております。
小野クナ子		―――	同氏は、これまで培ってきた県庁職員としての経験と識見を当社の監査体制の一層の強化へ活かすため、選任されております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、経営環境の激しい変化や業績が企業努力を超えた要因で大きく変動する状況等にあることなどから、ストックオプション制度及び業績連動型報酬制度等につきましては、現時点において実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

28年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬の内容は以下のとおりです。
取締役報酬・・・224百万円（内、社外取締役に支払った報酬3百万円）
監査役報酬・・・ 20百万円（内、社外監査役に支払った報酬4百万円）
※取締役及び監査役の支給額には、当事業年度中の役員退職慰労引当金の繰入額及び退職慰労金を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬は、株主総会で承認された各報酬限度額の範囲内において、下記のとおり決定しております。
（取締役）
社会・経済情勢等の諸般の事情を勘案の上、取締役の職位及び職責に応じて決定しております。
（監査役）
監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役のサポート体制
資料及び情報については、取締役会事務局がサポートいたします。
また、中期経営計画並びに予算編成方針発表会等の重要会議に社外取締役も出席することで、情報の共有を図って参ります。

社外監査役のサポート体制
毎月定例で実施しております監査役会において、常勤監査役が監査状況の説明を行い協議しております。資料等は取締役会や監査役会で説明しながら配付しております。
また、中期経営計画並びに予算編成方針発表会等の重要会議に社外監査役も出席することで、情報の共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）現状の体制の概要
・業務管理機能
当社は、取締役会及び監査役会により業務執行の監督と監査を行っております。
取締役会は18名（社外取締役1名）で構成され、経営方針、法令で定められた事項、経営に関する重要事項等の業務執行を決定し、監督する機関と位置付けております。
監査役会は監査役3名（社外監査役2名）で構成され、監査役は、取締役会、経営会議に出席するほか、各事業所を実査、立会、照合し、経営全体の監査を行い、監査役会に諮ったうえで、取締役会に監査結果を報告しております。
なお、会計監査の適正を確保するため、会計監査人から監査役会、取締役会が法令に基づく会計監査の報告を受けております。
・業務執行体制
当社は、代表取締役及び各部門の業務管掌取締役による経営会議により業務を執行しております。
経営会議は、取締役11名で構成され、業務の効率的執行を図るため、取締役会の決定事項等について事前審議を行うとともに、経営の重要事項について審議しております。なお、経営会議のもとに販売・生産・開発・管理・予算の5つの分科会を置き、さらなる業務の効率的執行を図っております。
（2）内部監査及び監査役監査、会計監査の状況
・内部監査
社長直属の内部監査室（2名）を設置しております。内部監査室は監査計画に基づき、業務の適正性・社内規程との整合性を、業務全般にわたり監査しております。監査結果は直接社長に報告するとともに、監査結果を踏まえて被監査部門に対し改善指示を行うことで、業務改善・効率化を推進しております。

・監査役監査
常勤監査役（1名）及び社外監査役（2名）で実施しております。監査役は取締役会に出席するとともに、経営会議等の社内の重要会議にも出席し、取締役会及び取締役の意思決定・業務執行に関して、独立した立場から法令違反の有無について監査を実施しております。また、監査役の機能強化の一環として、社外監査役の1名を独立役員に指定しております。
・会計監査
業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び継続監査年数
公認会計士の氏名 所属する監査法人 継続監査年数
指定有限責任社員業務執行社員 押野正徳 新日本有限責任監査法人 ― ※1
指定有限責任社員業務執行社員 高橋和典 新日本有限責任監査法人 ― ※1
※1 継続監査年数が7年以内であるため、記載を省略しております。
監査業務に係る補助者の構成
公認会計士10名 その他6名
（3）責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行について、取締役会による監督と監査役会による監査の二重のチェック機能を有することから、監査役設置会社の体制を選択しております。社外取締役及び社外監査役が定時取締役会並びに臨時取締役会に出席して、第三者的な観点から助言・意見することで経営の監視機能を強化しております。
また、意思決定の迅速化・効率化を図るため、経営会議を設置し業務執行にあたっております。さらに、経営の透明性・健全性を強化するため、監督・監査体制に加えて社外の有識者による企業倫理委員会を設置しております。
以上のように、経営の透明性を確保したうえで環境の変化に対応すべく、現状の体制で運営しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定より数日早く発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（7、12月）開催し、代表取締役社長が説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・有価証券報告書等を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務人事部内に設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、食に携わる企業として、法令遵守と企業倫理の向上を図るため企業行動規範を制定、全役員・全従業員への周知徹底に努めております。さらに、この推進体制を強化する観点から社外の有識者による企業倫理委員会を設置し、活動しております。また、社外にコンプライアンス目安箱を設置し、企業内における法令違反や不正行為の情報収集と発生防止に努めております。 企業行動規範は次の6項目を基本としております。 規範1. 安全な食品を提供します。 規範2. 顧客の満足と安心が得られるように最大限の努力をします。 規範3. 法令を遵守し社会的倫理に則った企業活動を進めます。 規範4. 環境問題に積極的、自主的に取り組みます。 規範5. 良き「企業市民」として積極的に社会貢献活動を行います。 規範6. 安全で働きやすい環境の確保に努めます
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、本社、寒河江工場、東北支店、大谷工場、本楯工場、山形配送センター、高松工場、東根工場、天童工場、神町工場、山形工場及び子会社の九州ベストフーズ株式会社、関西ベストフーズ株式会社でISO14001を認証取得しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

（1）基本的な考え方及び整備運用状況
当社は、平成18年５月11日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、平成28年５月13日の取締役会において e、f、g、hの項目を改訂いたしました。改定後の基本方針は以下のとおりであります。
また、社内業務全般にわたる諸規程を整備することで、従業員は、職務分掌規程・職務権限規程等により責任と権限を明確にしたうえで職務を遂行しており、その職務遂行状況を、内部監査室が規程への準拠性・整合性の観点から監査しております。
a.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、企業行動規範を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
・当社の企業行動が法的、社会的、道義的責任を全とうするため社外の委員による企業倫理委員会を設置し、また、企業内における法令違反や不正行為の情報収集と発生防止のためコンプライアンス目安箱を設置する。
b.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程等に従い適切に保存及び管理する。
c.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・リスク管理を統括する部門を設置し、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
d.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化する。
・取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。また、会長、社長等によって構成される経営会議において、取締役会の決定事項の事前審議や経営の重要事項の審議を行う。
e.会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・子会社の業務の適正を確保するための基本方針
当社の企業行動規範に従い、コンプライアンス体制の構築に努める。
(1)子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社は当社の企業行動規範に従い、重要事項については、必要により経営会議及び取締役会に報告し、決裁を受ける。
(2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1)子会社の損失の危険の管理に関する規程として、子会社の経営環境等に応じて、諸規程等を制定し、適切な運用を図る。
2)当社のリスクマネジメントにおける審議は、子会社に関わる事項を含むものとする。また、子会社の投融資についても、当社の稟議決裁規程に基づき審議する。
(3)子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の経営環境等に応じて、当社の指定する規程類を制定し、実効性あるものとして運用されている状態を定着させるよう努める。
(4)子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1)子会社の経営環境に応じて、当該会社の役員・従業員等に対して、法令及び企業行動規範の遵守を徹底させる。
2)当社の内部監査室は、子会社に対して必要に応じてヒアリングを行う。
f.監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役を補助すべき使用人を監査役室に置き、必要な人員を配置する。
・監査役室の使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
g.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
・監査役が重要会議への出席、決裁稟議の内容報告、部署等の調査を通じて、取締役の職務の執行について、逐次チェックすることができる体制を整備する。
・内部監査室が監査役に対してその監査計画および監査結果について定期的に報告を行い、監査役との情報の共有化を図る。
・取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
・前記報告を行ったことを理由に解雇、配転、差別等の不利益を与えることはない。
h.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・取締役は監査役による監査に協力し監査に係る費用については監査の実効性を確保すべく必要な予算を措置する。
・会計監査人が監査実施状況の報告等を定期的に行う。
・代表取締役との定期・随時の懇談を通じて情報共有を確保する。
（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社は前記の内部統制システムの整備を行い、法令やリスク管理の担当部署を明確化の上、法令改正や事故等の新たな経営リスクの発生を監視し、取締役会等でのリスク等の影響と対応策の検討、必要に応じて、規程、業務の見直し等を図っております。また当社は、毎週グループ速報でグループ企業行動規範の周知徹底を図っており、幹部会や全体会等の会議では、全出席者がコンプライアンス（法令遵守）の重要性を確認することとしております。
内部監査につきましては、社長直轄の組織として内部監査室を設置し、定期的に業務活動について法令や社内規程に基づき適切に行われているかどうかをチェックし、改善に向けた指摘・指導を行っております。内部監査室は監査役に対して内部監査の状況報告を定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図っております。
社外取締役１名は取締役会において重要事項について適宜意見を述べ経営の監視、監督に努めております。
監査役会は常勤監査役１名、社外監査役２名で構成されており、内部監査室、社外取締役、会計監査人等と情報共有を図り、取締役の職務の執行の監査及び、内部統制システムの整備と運用状況を確認し、また各監査役は、取締役会等に出席し、適宜意見を述べております。
（3）リスク管理体制の整備状況
当社のリスク管理体制は、当社が取り組む危機管理対策の基本的事項を定める危機管理規程の下、リスク管理の実施に関し必要な事項を審議・決定する危機管理委員会を設置し対応しております。危機が発生した場合には、危機管理規程の定めに従い、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の助言を得ながら迅速な対応を行い、損害の拡大の防止と損害を最小限に止めるように努めております。
また、危機管理の担当部署である総務人事部が、社員教育や社員のリスク管理に対する意識の喚起と啓蒙を行っております。同時に、社外にコンプライアンス目安箱を設置し、企業内における法令違反や不正行為の情報収集と発生防止に努めております。
加えて、常設の委員会として、品質保証委員会、苦情処理委員会、社外有識者等により構成される企業倫理委員会を設置し、リスク管理を行っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断・排除し、毅然とした態度で対応することを基本方針とし、以下のような諸施策を実施しております。
・「企業行動規範」において、反社会的勢力には毅然とした態度で対応することを定めております。

・総務人事部を反社会的勢力対応の統括部門とし、不当要求防止責任者を設置しております。
・警察等関係機関と緊密に連携し情報収集を行うとともに、反社会的勢力への対応に関する指導を受けております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

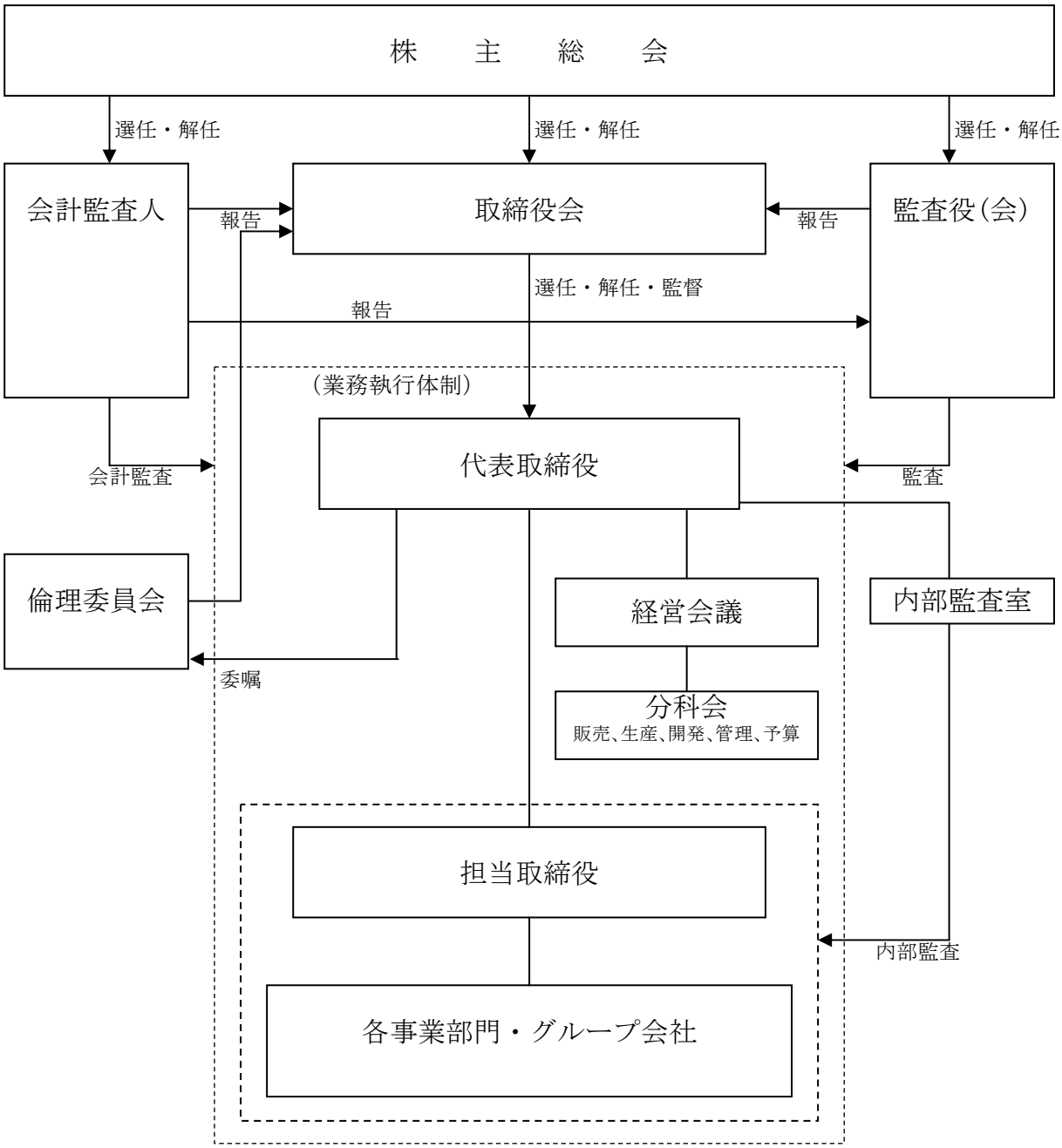
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社の現状における株式分布状況から鑑みて、大規模買収が起こりうる可能性は極めて低いものであると考えております。しかしながら、万一、第三者による大規模買付に関する情報が提供された場合につきましては、当該行為に対する取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討した上で意見書を作成し公表いたします。
更に、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や株主の皆様に対する取締役会としての代替案の提示も行います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。
1. 会社情報の適時開示に係る基本方針
当社は、安全・安心な製品の供給、顧客満足の向上、社会への貢献などの企業責任を果たす観点から、適時適正な情報開示による企業経営の透明性の充実、法令遵守と企業倫理向上を重要課題としております。そのため、当社グループの企業行動規範に「法令を遵守し社会的倫理に則った企業活動を進める」ことを定め、株主・投資家の皆様に対する説明責任を継続的に果たすよう、迅速、正確かつ公平な情報開示に努めております。
2. 適時開示に係る社内体制の状況
(1)基幹となる社内体制
当社は、取締役会において、経営方針、法令で定められた事項、経営に関する重要な事項を決定し、監査役会が経営全体の監査を行っております。また、代表取締役及び各部門の業務管掌取締役で構成される経営会議において、取締役会の決定事項などについて事前審議を行っております。こうした体制のもとで、適時開示が必要となる会社情報はすべて取締役会に付議されます。
なお、企業内部情報等を適正に管理するため、「内部者取引防止規程」を制定し、役職員に対し、情報管理の重要性を認識させ、内部情報の管理徹底を図っております。
(2)開示対象となる情報と手続き
a.決定事実に関する情報
重要な決定事実に関する情報につきましては、取締役会を開催し、決議・承認後、情報開示担当役員の指示により、適時開示担当部署が速やかに開示手続きを行います。
b.発生事実に関する情報
発生事実に関する情報につきましては、適時、各業務部門の管理責任者から担当取締役を通して情報開示役員へ情報が集約され、当該役員が適時開示の検討を行い、適時開示が必要な情報は、取締役会において決議・承認後、情報開示担当役員の指示により、適時開示担当部署が速やかに開示手続きを行います。
c.決算に関する情報
決算に関する情報につきましては、経理部長が取りまとめ、情報開示担当役員に報告し、取締役会において決議・承認後、情報開示担当役員の指示により、適時開示担当部署が速やかに開示手続きを行います。


株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
会計監査人
報告
取締役会
報告
監査役(会)
選任・解任・監督
報告
(業務執行体制)
代表取締役
会計監査
監査
倫理委員会
委嘱
経営会議
分科会
販売、生産、開発、管理、予算
内部監査室
担当取締役
内部監査
各事業部門・グループ会社